

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和6年6月19日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.4」 15万4千部のうち17,900部（個人追加作成6,900部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 街頭配布（500部）				
発行目的	2月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	2月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	22,163 円	@3.212×6,900 部	9
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	57,420 円	@3.3×17,400 部	10
	※100%充当 合計 79,583 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.4				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年度 予算が成立!

予算総括質疑は
コチラ



高校無償化などの子育て支援、道路整備の加速化など 県民目線の政策が充実

予算の概要は
コチラ

山下知事就任後初となる令和6年度当初予算編成は、公約に掲げた県民目線の政策ばかりでしたが、自民党・無所属の会などが提出した修正案が可決しました。修正案提出の主な理由は、「奈良県の防災対策を0ベースで」という耳を疑うような理由でした。

能登地震で証明 災害時に役立たない滑走路

前知事時代、五條市に2,000mの滑走路を備えた大規模防災拠点をつくるため、約36億円で用地を購入。しかし、能登半島地震で能登空港の滑走路には多数の亀裂が入り機能しなかった事実や、盛り土を完成するのに10tダンプで毎日100台運んでも約90年かかるということを当会派の原山議員や山下知事が厳しく指摘。このような計画を緊急防災減災事業債だから国が7割負担してくれると触れ回り、約1,000億円の事業を行おうとしていた人達が0ベースというのは理解に苦しみます。

無駄遣いで購入した土地の 利用目的をこじつけているだけ!

消防学校移設も奈良県が抱えていた長年の課題です。交通アクセスや工事費用を考えると旧高田東高校への移転が合理的です。0ベースとは口だけで、五條移設を強く望むのは無駄遣いした土地の利用目的をこじつけているに過ぎません。このような方々に奈良県の今後の防災対策を任せることはできるでしょうか?

知事与党としての責任

会派日本維新の会は、山下知事の提出した当初予算案に賛成の立場であり、自民党・無所属の会が提出した修正予算案には反対の立場です。修正案の議決時に退席したのは、我々が当初予算案を強く主張し続けることによって、修正案を呑む山下知事の県政運営に支障をきたす結果になってはならないとの考えからです。知事とともに、これからも奈良県政発展、県民生活の向上に全力で取り組みます。

山下知事の公約が実現!

私立高校の無償化、県立高校トイレピカピカ計画、さらに道路の改修や西和医療センター移転候補地決定など、奈良県初の民間出身の知事として、県民目線の政策が実現しました。一部修正が加えられましたが、おぼろげながらではありますが、山下知事とともに奈良県の発展、住民サービスの向上、未来の奈良県を築いていくという目標に向かって全力で取り組んでいます。

杜撰な議案に反対!

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

自民党無所属の会の議員から提出された条例改正案ですが、奈良県の経済発展や民間企業との協働を阻害する可能性があり、受け入れられる内容ではありません。経済労働委員会で佐藤、清田議員が提案者に対し質疑を行い、本会議で松木議員が反対討論の場で詳しく理由を説明しています。

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決事件として定める条例の一部を改正する条例

同じく自民党無所属の会の議員からの提案ですが、奈良県だけが他府県に対し意思決定に時間を要し、後れを取るような可能性もある内容です。本会議で福西議員が反対討論で理由を説明しています。

再議について

以上2件の議員提案を山下知事は再議に付し、否決となりました。3月25日、本会議で山下知事がその理由を説明しています。ぜひご覧ください。

3月25日 本会議
松木・福西議員の
反対討論
山下知事の理由説明

メンバー紹介

各メンバーの選出区ごとに
色分けしています。

福西広理 福西区
ふくにし ひろみち
・経済労働委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会

松尾勇臣 古市区
まつお いさお
・建設委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会

中川 崇 奈良市・山辺区
なかがわ たかし
・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

原山大亮 橿原市・高市郡
はらやまだ だいすけ
・経済労働委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会
・議会運営委員会

清田典章 吉野市
きよた のりあき
・経済労働委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

清水 勉 北葛城郡
しみず つとむ
・経済労働委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会

小林 誠 生駒郡
こばやし まこと
・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

関本真樹 大和郡・山田市
せきもと まさき
・文芸・くらし委員会
・総合防災対策特別委員会
・地域公共交通対策特別委員会

山田洋平 生駒市
やまだ ひろへい
・経済労働委員会
・総合防災対策特別委員会

佐藤光紀 生駒市
さとう みつひ
・経済労働委員会
・総合防災対策・地域公共交通対策等特別委員会

工藤将之 桜井市
くどう まさゆき
・厚生委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会

福田倫也 大和郡・山田市
ふくだ としや
・厚生委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会

星川大地 奈良市・山辺区
ほしかわ だいち
・文芸・くらし委員会
・総合防災対策特別委員会

令和6年 2月定例会

代表質問

小林 誠 議員

一部抜粋



- ① 県民の命と財産を守るための防災力の強化について
- ② 大阪・関西万博に向けた奈良県の取組について
- ③ 今後の奈良県の観光戦略について
- ④ 国スポ・全スポに向けた取組について
- ⑤ 学校現場における働き方改革と教職員が子ども達と向き合うための時間確保への取組について
- ⑥ 次なる新興感染症への備えについて
- ⑦ 県立高校入試における障害のある生徒への配慮について



県民の命と財産を守るための防災力の強化について

質問 見直された2,000m級滑走路を備えた大規模防災拠点整備の財政的検証がこれまで県議会で議論されてきませんでした。

総事業費1,000億円の財源はどう賄うつもりですか。

答弁 この土地の買収に活用した緊急防災・減災事業債は令和7年度までに事業を概成しなければならない。しかしリニア工事の残土を利用する計画で、期間内に工事が終わると思えない。また人件費、資材価格の上昇で建設費は1,500億円に達する可能性があり、事業債の期限も踏まえると1,000億円を自前で賄う可能性もある。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



- ① 大和平野中央の県有地の活用について
- ② 大和川流域における流域治水対策について
- ③ 生成AI等を活用した働き方改革の推進について
- ④ 教育現場における生成AI等の活用について



大和平野中央の県有地の活用について

質問 磯城郡3町(川西町、三宅町及び田原本町)の県有地を活用したまちづくりは、地域の活性化、奈良県全体の発展に貢献すると考えますが、具体的にどのように取り組んでいくのですか？

答弁 川西町は「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」、三宅町は「次世代を担う学生×企業のみち」、田原本町は「交通安全・安心のみち」を用地活用の基本的方針として合意。今後は計画策定や調査を実施するなどし、地元・関係者に丁寧に説明するなど3町と連携して取組を進めていく。

福田 倫也 議員



- ① 大阪・関西万博の開催について
- ② 消防力の向上について
- ③ 小金打川の河川改修について
- ④ 土木技術職員の確保等について



消防力の向上について

質問 消防力の向上は、県民の安全・安心の確保に向け重要な課題と考えます。今後の取組と、消防学校の移転整備における知事の意気込みをお聞かせください。

答弁 消防学校については、カリキュラムを充実させ、地元自治体と連携しつつ移転整備に向け着実に取り組んでいく。また、市町村へ消防団員の処遇改善の助言を行うほか、消防防災ヘリコプターを令和7年度に併用開始し、直接的な消防力の向上を図っていく。

清田 典章 議員



- ① 市町村への権限移譲について
- ② 中和西部地域の発展に向けた取組について
- ③ スタートアップへの支援について
- ④ 「新しい産業政策のパッケージ」について
- ⑤ インバウンド向けの観光PRについて



市町村への権限移譲について

質問 奈良県の市町村への権限移譲対象事務の選定基準をお聞かせください。また、効率的な行政運営のため、奈良県が中心となって推進や見直しを行うのが望ましいと考えますが？

答弁 移譲対象事務は、「住民の利便性の向上」、「事務処理の迅速化及び効率化」、「市町村における総合行政の展開」の3つの観点により選定している。市町村の状況に応じて、移譲に適する事務かどうかを十分に検討し、引き続き権限移譲を進めていく。

山田 洋平 議員



- ① 関西文化学術研究都市について
- ② 養徳学園について
- ③ 保育に関する支援の充実について
- ④ しごとセンターについて
- ⑤ がん患者への療養生活の支援や社会との共生について



養徳学園について

質問 現状、入会対象が男子学生のみとなっていますが、今後の方向性について考えをお聞かせください。

答弁 平成22年の建替え時に女子学生の受け入れを検討したが、女子の東京圏への進学率が他府県より低く、管理運営面での課題もあり見送った。しかし、東京圏への進学者に占める女子の割合増加や、他県では管理運営面の課題に対応していることから、女子の受け入れを前向きに検討していく。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



福田

工藤

建設委員会



松尾

中川

小林

総務警察委員会



清水

原山

山田

経済労働委員会



佐藤

松本

清田

文教くらし委員会



福西

奥本

奥川

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和 6 年 1 0 月 2 8 日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.5」 15 万 4 千部のうち 17,900 部 (個人追加作成 6,900 部)				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込 (17,400 部) 街頭配布 (500 部)				
発行目的	6 月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率 1 0 0 %				
内容	6 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	22,163 円	@3.212×6,900 部	36
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	57,420 円	@3.3×17,400 部	37
	※100% 充当 合計 79,583 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.5				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年 6月定例会報告

県議会議員の報酬2割削減案を提出!

委員会で **議論もなく 否決!**

奈良県議会 議員報酬額

2割削減

議員 月額 **77万8,000円** → **62万2,400円**

県民 月額 96万5,000円 → 77万2,000円 副議長 月額 84万3,000円 → 67万4,400円

実質賃金は過去最長の26ヶ月連続マイナス 議員だけが報酬をもらい続け、県民目線の政治ができるのか!!

私たち会派「日本維新の会」は6月定例会で昨年同様に県議会議員の月額報酬を2割削減する議案を提出しました。

しかし、今回も議案の委員会付託はされず、委員会で議論することなく否決されました。

2月定例会などでは、議員提案された議案は委員会付託され活発な議論がされたのに、なぜこの議員報酬削減案の場合は議論の場を設けないのでしょうか?

よほど自分たちが高い報酬をもらい続けていることに後ろめたい気持ちがあるのではないのでしょうか。

山下知事は公約通り、4年間の退職金3,550万円をゼロ、月額報酬も一割削減。

私たち、会派「日本維新の会」は一人毎月104,000円を報酬から身を切る改革として積み立て、その積立金約1,700万円(6月現在)を

能登半島地震で被災された石川県に寄附する予定です。さらに、県内の日本維新の会所属の市町村議員の積み立ても合算し、寄附総額は約2,000万円となります。本来なら自身の選挙区である奈良県、または市町村にお返しするのが本意ですが公職選挙法の規定により、他府県への寄付という選択をしています。

燃料費の高騰や物価高、更に政府自民党による政治資金問題が世間を騒がせている中、議員の報酬削減については議論の場すら与えない議会運営に落胆と憤りを禁じえません。

私たちは、この議案が採択されるまで自主的な報酬削減、つまり身を切る改革を続け、可決されるまでこの議案を提出し続けます。

そして、政治家自身が身分や待遇にこだわらず改革の先頭に立ち、既得権に切り込み、県民目線で奈良県改革を進めていきます!

自分達に都合の悪い審議をさせないため??

**自民党・無所属の会が
議長・副議長ポストだけでなく
各委員会の正・副委員長もほぼ独占!**

奈良県議会6月定例会で役員改選が行われ、自民党・無所属の会が名誉職かのように議長・副議長を独占。

さらに各委員会の正・副委員長もほぼ独占しました。

これは、自分達に都合の悪い審議をさせない為ではないのでしょうか?

私たち会派「日本維新の会」はどのような人選であっても全力で職務を全うし、これからも全力で県民目線の県政発展に向け、山下知事とともに全力で取り組んでいきます。

メンバー紹介 各メンバーの選出区ごとに色分けしています。	【奈良県】 松尾 勇臣 (まつお ゆうじん) ・経済対策委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会	【北河内郡】 清水 勉 (しみず つとむ) ・経済対策委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会	【生駒市】 佐藤 光紀 (さとう みつひ) ・経済対策委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会	【奈良市・山辺郡】 中川 崇 (なかがわ たかし) ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興特別委員会
	【生駒郡】 小林 誠 (こばやし まこと) ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興特別委員会	【桜井市】 工藤 将之 (くどう まさゆき) ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会	【磯城郡】 福西 広理 (ふくにし ひろみ) ・建設委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会	【奈良市・橿原市】 原山 大亮 (はらやま だいすけ) ・建設委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会
	【橿原市・山辺郡】 松本 秀一郎 (まつもと しゅういちろう) ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興特別委員会	【橿原市】 清田 典幸 (しみず のりゆき) ・経済対策委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興特別委員会	【花井市】 山田 洋平 (やまだ ひろし) ・建設委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会	【奈良市・山辺郡】 星川 大地 (ほしかわ だいち) ・文化・観光・スポーツ委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会
	【大和郡・山辺郡】 岡本 真樹 (おかもと まこと) ・文化・観光・スポーツ委員会 ・観光・文化・地域振興・スポーツ振興特別委員会			

令和6年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

中川 崇 議員

- 今後の県政ビジョンについて
- 主要施策の発表のあり方について
- 高等学校授業料等の無償化の拡充について
- リニア中央新幹線の全線開業や奈良市附近駅に関する現状と見通しについて
- 奈良スーパーアプリの利便性向上について
- 観光客の増加に伴う地元住民の生活環境等への影響について
- 公立学校教員の経済的負担軽減について



奈良県議会公式ホームページ内議事録より



● 今後の県政ビジョンについて

奈良県が今後目指すべき方向性と、その実現に向けてどのような施策を推進していく考えですか。

奈良が世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など、素晴らしい魅力はほとんど守り、後世に伝えていく。そして、課題解決のために変えないといけないものは断固として変えるというスタンスである。仕事と子育ての両立のしにくさや道路などのインフラ整備の遅れなどは変えていく。一方、県内産業の活性化、脱炭素・水素社会の実現、観光施策の推進に取り組む。奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるようにするため、これからも施策を着実に実行する。

一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



奈良県議会公式ホームページ内議事録より

- 次世代型ソーラーセルについて
- 睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について
- 炊出し支障にかかる枠組みづくりについて
- 県庁舎エントランスの活用について
- パーティボートの設置について

睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について

睡眠の重要性や睡眠の質を確保することについて、どのように考え、取り組まれますか？

睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されているため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響や適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識や、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

松木 秀一郎 議員



奈良県議会公式ホームページ内議事録より

- 犬・猫の殺処分削減の取組について
- 県民サービスの向上に資するオンラインの活用について
- 庁内におけるデジタル化の推進について
- 道の駅「クロスウェイなかまら」の開業に向けた取組について

犬・猫の殺処分削減の取組について

犬や猫の殺処分を減らすために、動物愛護団体との連携、積極的な譲渡会の開催、飼い主への意識啓発、TNR活動等の複合的取組が必要と考えますが、取組方針は？

令和5年度は、譲渡可と判定した犬・猫は全て譲渡し、やむを得ず殺処分した頭数は10年前の9割減となった。殺処分削減に引き続き取り組むため、不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRの取組による引取数削減、動物愛護団体やボランティアとの連携による譲渡促進、しつけ方教室等の適正飼育啓発などを行っていく。

原山 大亮 議員



奈良県議会公式ホームページ内議事録より

- 新駅を含めた医大周辺のまちづくりについて
- 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について
- 中南部地域の休日、夜間における1次救急医療体制について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用に関して、病院駐車場の整備を含めた今後の計画についてお聞かせください。

跡地を活用した新外来棟の整備を計画している。建設候補地は現外来棟より第1駐車場や検討中の新駅へのアクセスのよい南側で利便性も向上する見込み。また、第1駐車場の渋滞を解決するため、大和高田バイパス南側でのまちづくりの検討状況を踏まえながら、テニスコート等の跡地を駐車場として活用することを、選択肢の一つとして検討したい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会

建設委員会

総務警察委員会

経済労働委員会

文教くらし委員会



第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 日本維新の会 工藤 将之

年 月 日	2024 年 11 月 6 日～同年 11 月 7 日				
政務活動先	11 月 6 日 ① 静岡県富士山世界遺産センター 11 月 7 日 ② 3×3 Lab ③ 養徳学舎				
政務活動の目的	① 世界遺産センターの必要性和地域に与える効果に関して ② 多世代・多業種交流拠点の可能性について ③ 養徳学舎の現状と課題に関して視察				
相手方	① 静岡県富士山世界遺産センター ② 3×3 Lab ③ 養徳学舎				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	① 静岡県で世界遺産センターを設置するに至った経緯や、現状の課題、存在の意義などが理解できた（詳細別紙） ② 企業 CSV での交流拠点で行われていることや、その可能性について理解できた（詳細別紙） ③ 養徳学舎の現状と課題を確認することができた。特に女子学生受け入れに於ける課題を確認することができた。 同行者 奈良県議会議員 清田 星川 山田 議員				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	富士山世界遺産センター	近鉄	桜井・京都	1,140	38
	富士山世界遺産センター	近鉄	桜井・京都（特急料金）	920	39
	富士山世界遺産センター	JR 東海（新幹線）	京都・新富士	11,090	51
	富士山世界遺産センター	タクシー	新富士・富士	930	40
	富士山世界遺産センター	JR	富士・富士宮	240	38
	相鉄フレッサイン東京田町	JR	富士宮・三島	680	38
	相鉄フレッサイン東京田町	JR 東海（新幹線）	三島・田町	4,400	52
	3×3 Lab	地下鉄	三田・大手町	220	38
	養徳学舎	地下鉄	大手町・茗荷谷	178	38
	帰宅	地下鉄	茗荷谷・東京	178	38
	帰宅	JR 東海（新幹線）	東京・京都	14,170	51
	帰宅	近鉄	京都・桜井	1,140	38

帰宅	近鉄	京都・大和・東特急料金)	920	41
宿泊費	13,150 円	内訳：相鉄フレッサイン田町		51
会費	円	内訳：		
合計 49,356 円 (すべて 政務活動)		内訳：		
添付資料：				
備考	添付資料：			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

① 世界遺産センターの必要性と地域に与える効果に関して

令和6年11月6日（水）13：00－15：00

静岡県世界遺産センター

背景

奈良県4件目の世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都」は、現存している物もあるが、藤原京などは跡地しか残っていない。このような現状を踏まえ、「飛鳥・藤原の宮都」が世界遺産登録を受けたならば世界遺産センターが必要であると考え、本当に効果があるのかを調査する必要がある。

静岡県世界遺産センター

県営の世界遺産センターであり、用地は富士宮市が無償譲渡し県予算で建設。富士山のような明確な象徴がある世界遺産だが、すそ野が広くその範囲もあいまいで集客するための拠点施設が必要だと判断したとのこと。人件費も含めたランニングコストは全額県負担とのことであった。

外観は逆さ富士を模した特徴的な建物で、装飾に県産材を使用している。展示はデジタルでの展示が多く、多言語化がスマートに行われている。当世界遺産登録は「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」となっているため、信仰・芸術に重点を置いた展示に加え、登山をモチーフにした展示ルートとなっている。

また、空調は湧き水を使用しているなど様々なストーリー作りを行っていた。

所感

「飛鳥・藤原の宮都」には現存する建造物が少なく、世界に発信する観光資産としては弱いと感じている。これを払しょくするためにも何らかの展示施設は必要だと考える。しかし、今回の静岡県立施設は工事費約30億円に加え、設備に約10億円と高額であり政治的な判断が必要であると感じた。

② 多世代・多業種交流拠点の可能性について

令和6年11月7日（木） 11：00－12：30

3×3Lab Future

背景

奈良県でもスタートアップ支援を行うなど、未来に向けた取り組みを進めているが、意欲的な学生に目を向けてもらうためにはさらなる取組が必要と考える。当施設は民間企業のCSVの中で運営されており、多世代・多業種の人々が集まり交流を行うことができる施設であり学生の登録も多いことから視察を行った。

3×3Lab Future

大丸有（大手門・丸の内・有楽町）サステイナブルビジョンの実現に向け、社会課題の解決を目指す「エコツェリア協会」が運営。自宅でも会社でもない第3の場所として業種を超えた交流拠点として運営されている。

学生には年会費無料としておりエントリーは400人を超えている。一般の年会費も24,000円と格安である。

利他だけではなく利己も入れて、今何が起きているのかを知り何ができるのかを考える場所と位置付けており、奈良県の職員も1名出向している。

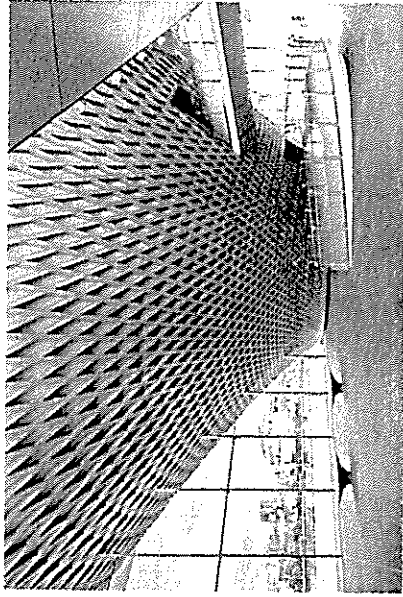
所感

このような施設があれば良いと感じたが、大都会ではない奈良県にフィットするのには疑問が残る。しかし、学生がこのような場所で様々なアイデアに触れることは大きなメリットがあると考え。奈良県で計画されているヤングイノベーションレジデンスにこのような理念が含まればより良いものになると感じた。

③ 養徳学舎視察

令和6年11月7日（木） 14：00－15：30

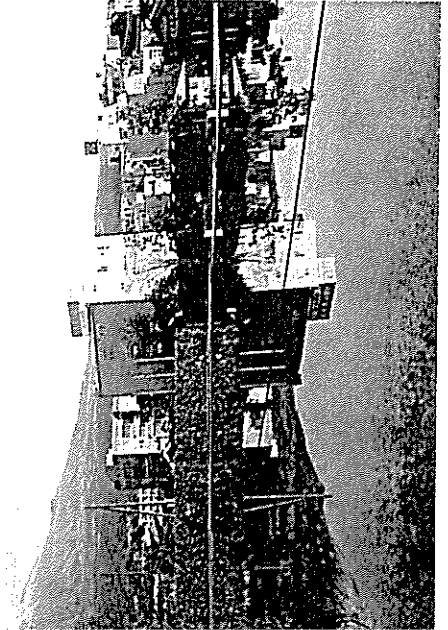
養徳学舎の現状について視察。防犯カメラやウォッシュレットなど、未設置のものに関しては設置しなければならないと感じた。また、女子の利用に関しては現状施設のままで無理だと考えるが、時代の変化を考えると男子のみが利用できることはおかしいと考えるため、今後、議論が必要であると考え。



富士山への「畏敬」をカタチに。
静岡県富士山世界遺産センターは、展示棟、北棟、西棟の3棟で構成。中央の展示棟は本格子で覆われた逆円すい形のユニークなファサードが特徴です。その内側はらせんスロープになっていて、壁面に投影される富士山の風景を楽しみながら富士登山を疑似体験できます。本格子には、「富士ヒノキ」を使用しています。

(施設概要)

- 延床面積：3,438.45㎡
- 建築設計：株式会社坂茂建築設計



開館時間／9:00～17:00 (7、8月は18:00)

※最終入館は、閉館30分前

休館日／毎月第三火曜日、施設点検日

観覧料／常設展 個人：300円

団体 (20名以上)：200円

大学生以下、70歳以上、障害者等：無料 (要証明)

企画展 企画展ごとに設定します

access

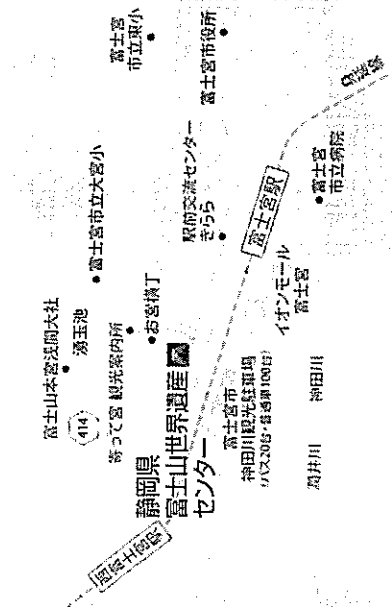
【電車でお越しの場合】

- ・JR身延線富士宮駅から徒歩8分
- ・JR新幹線新富士駅から
- 「新富士駅～世界遺産センターアクセス線」休暇村富士行き約36分
- 「新富士駅～富士山駅線」富士山駅行き約36分
- 「静岡県富士山世界遺産センター」バス停下車

【自家用車でお越しの場合】

- ・新東名高速道路新富士ICから約10分
- ・東名高速道路富士ICから約15分
- ・道の駅朝霧高原から約35分

※駐車場は、富士宮市神田川朝光駐車場 (有料) を御利用ください。



〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5-12
TEL. 0544-21-3776 FAX. 0544-23-6800

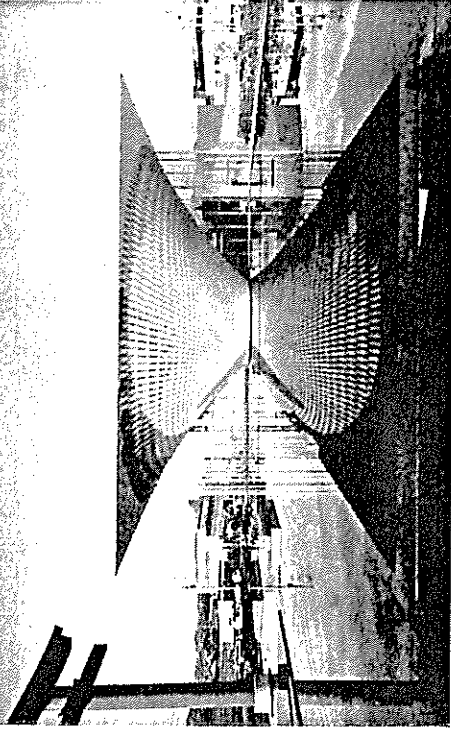


<https://mtfuji-whc.jp>

写真真撮影：平井広行 (展望ホール、丸まる山、望む山、受け継ぐ山はForward Stroke inc.)



静岡県富士山世界遺産センター

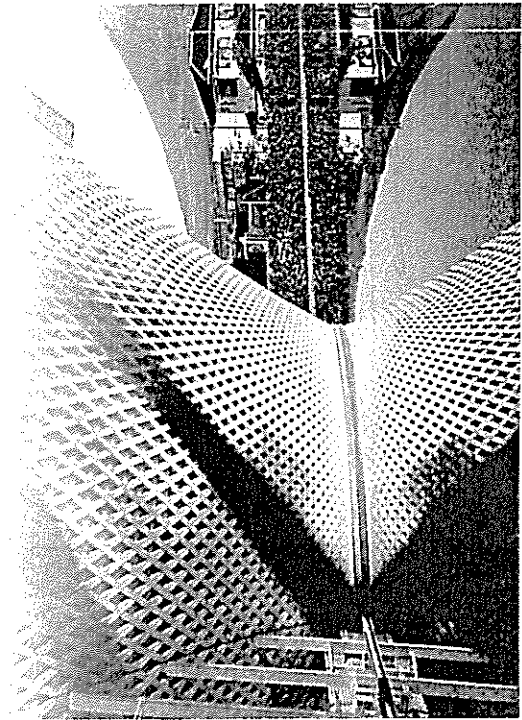


Mt. FUJI WORLD HERITAGE CENTRE,
SHIZUOKA

鑑賞も、体感も、感動も。

静岡県富士山世界遺産センターは、2013(平成25)年6月にユネスコの世界文化遺産に登録された「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」を後世に守り伝えていくための拠点施設です。当センターでは、「永く守る」、「楽しく伝える」、「広く交わる」、「深く究める」の4つの柱を事業として、国内外の多くの方に歴史、文化、自然など、富士山を多角的に紹介します。是非この機会に、富士山を学んでください。

まだ、知らない富士山がある。

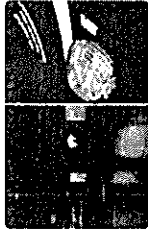


1 登拝する山



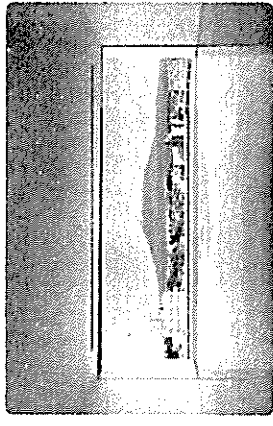
タイムラプスの映像を見ながら全長193mのらせんスロープを上することで、静岡県の特色である海からの富士登山を疑似体験できます。

3 荒ぶる山



広大な太平洋を囲む「火の輪」、環太平洋火山帯の一角で産声を上げた富士山は、若く活発な火山です。このゾーンでは、富士山と人との出会い、およそ3万5千年前。このゾーンでは、富士山と人との出会いの物語を紹介します。

2 展望ホール



遮るものない、本物の富士山をご覧ください。

らせんスロープでの
疑似登山体験を

3 荒ぶる山



2 展望ホール

Observation Hall

6 育む山



5 美しき山

4 聖なる山



7 受け継ぐ山

屋外展示
Outdoor Exhibition Space



9 企画展示室

Temporary Exhibition
貴重な絵画作品や研究員の研究成果などを展示します。



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

企画展示室
Temporary Exhibition



9

(件名)

1 静岡県富士山世界遺産センターの運営

(文化局 富士山世界遺産課)

1 要 旨

静岡県富士山世界遺産センターは、富士山に係る包括的な保存管理の拠点であるとともに、富士山の自然、歴史、文化に加え、周辺観光等の情報提供を行うなど、訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点である。

富士山を「永く守る」、「楽しく伝える」、「広く交わる」、「深く極める」事業を幅広く展開していく。

2 施設概要

所 在 地	富士宮市宮町 5-12
施 設 規 模	鉄骨造 5 階建、延床面積：約 3,600 m ²
開 館 日	平成 29 年 12 月 23 日
開 館 時 間	9 時～17 時（7、8 月は 9 時～18 時） 最終入館は、閉館 30 分前
休 館 日	毎月第三火曜日、施設点検日（6/10～14、11/25～29）、 12 月 27 日～1 月 3 日（運用にて 1/1 から開館）
管 理 形 態	県直営（館長（非常勤）、副館長、企画総務課 8 人、学芸課 5 人、会計年度任用 3 人 計 18 人）
設 置 施 設	常設展示 6 スペース、企画展示室 1 室、研修室 1 室、映像シアター、 展望ホール、ライブラリー、収蔵庫、カフェ・ミュージアムショップなど
整 備 費	4,061,173 千円 （建設費：2,673,319、展示整備：943,056、外構工事：264,600、付帯工事：109,924、備品購入等：70,274）
常設展観覧料	個人 300 円、団体 200 円 大学生以下、70 歳以上、障害者等は無料

3 来館者数内訳（H29 は 12/23～3/31、R6 は 4/1～8/31）開館日 2,231 日

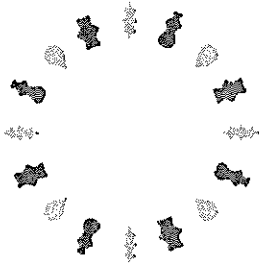
来館者数 (人)		観覧券発券数 (枚)						
		一般	団体	15 歳未満	学生	70 歳以上	その他減免	計
H29	165,605	78,975	12,153	14,290	3,993	27,931	8,995	146,337
H30	452,066	160,083	45,895	31,531	10,574	89,761	19,668	357,512
R1	314,999	109,787	25,275	22,294	9,000	47,217	12,473	226,046
R2	74,339	41,336	338	12,601	4,090	7,451	5,039	70,855
R3	88,843	43,044	818	19,672	7,365	7,068	5,773	83,740
R4	120,984	61,580	4,980	19,301	8,369	15,048	7,604	116,882
R5	159,599	84,794	11,950	17,672	9,433	21,215	6,945	152,009
R6	79,166	40,880	8,268	12,019	4,767	6,488	3,060	75,462
計	1,455,601	620,479	109,677	149,380	57,591	222,159	69,577	1,228,843

4 令和 5、6 年度予算

・富士山世界遺産センター管理運営事業費

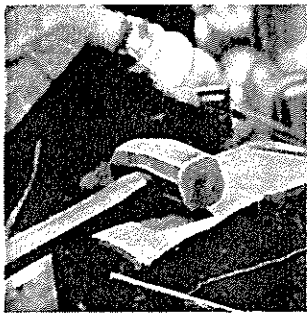
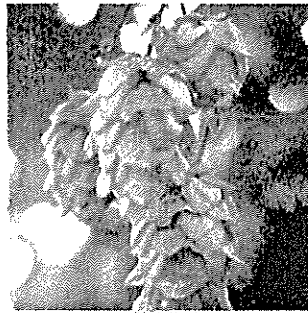
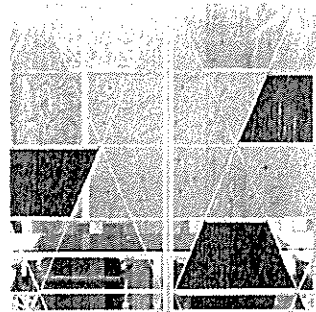
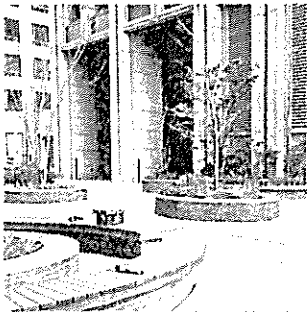
項 目	R5	R6
	当初	当初
守る	410 千円	410 千円
伝える・交わる	33,474 千円	41,821 千円
究める	20,403 千円	19,544 千円
維持管理費、事務費	169,152 千円	166,677 千円
合 計	223,439 千円	228,452 千円

5462 千円



3x3 Lab

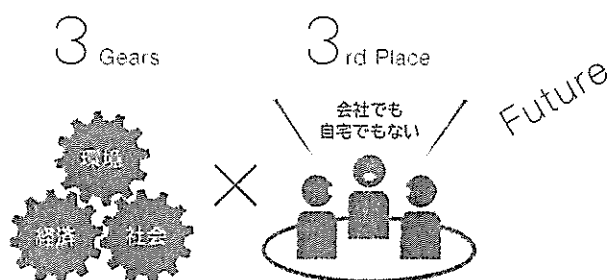
Future



3×3 Lab Future とは？

3×3 Lab Futureの「3×3」とは、サステナビリティの3要素「環境」「経済」「社会」がギアのごとく噛み合うことと、会社でも自宅でもない第3の場所「サードプレイス」を意味しています。業種業態の垣根を越えた交流・活動拠点として、次世代の持続可能な社会の実現を目指していきます。

日本を牽引するオフィス街である大丸有地区には、多くの記憶や知識情報が集積し、日本の交通のハブとしてのインフラが存在します。これらの資源を活かしながら創造性の高いコミュニティを形成し、未来につなぐビジネスを創発していきます。

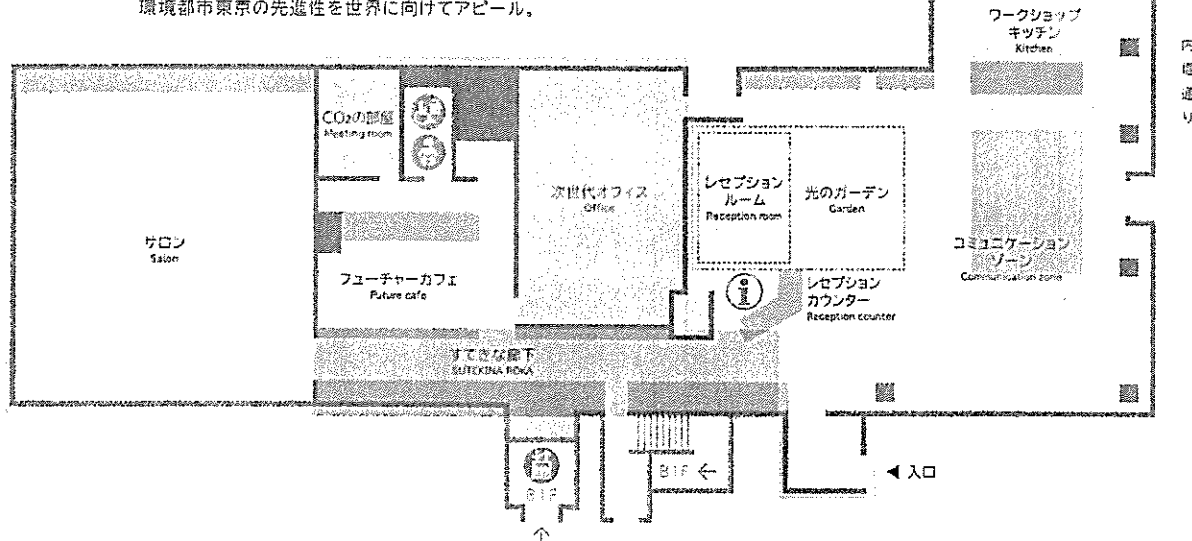


4つのキーワード

- 1 「自分ごと」の実現**
一人ひとりの自発的な活動につながるよう、ワークショップや具体的なプロジェクトを実現
- 2 未来の社会を描く**
環境・社会課題へ正面から取り組み、地球規模のつながりを顕在化
- 3 人を育て、事業を創り出す**
新たなプロデューサーやインベーターを生み出し、Try & Errorを重ねて新たな事業を創り出す
- 4 家でも会社でもない「第3の場所」**
「居心地のよい空間」を仕掛けることで、来訪者の新たな気づきや交流を生み出す

3つの機能

- 「交流・啓発機能」** 地域に開かれた環境関連オープンスクール・セミナー等の開催により、圏内外の来街者・就業者間の交流・啓発に貢献。
- 「ラボラトリー機能」** 次世代の環境技術・システムの情報収集、モデルオフィスでの展開を通じた効果検証などにより、新たな環境ビジネスの萌芽となる技術・情報・データなどを集積。
- 「ショーケース機能」** 本施設および大丸有地区全体の最先端の取組を可視化・情報発信し、環境都市東京の先進性を世界に向けてアピール。

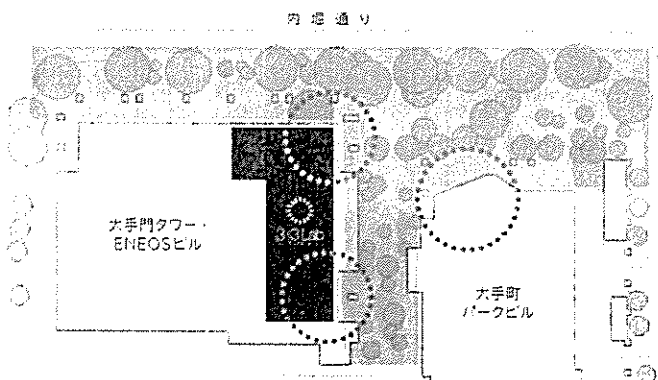


ホトリア広場との連携

隣接する大手町パークビルとの間に、約2,800㎡の緑豊かな広場「ホトリア広場」が2017年にグランドオープンしました。

ホトリア広場は、隣接する3×3 Lab Futureや地下1階にコンディショニングセンターを構えるR-body projectと連携し、コミュニティ形成の核となる場となります。

活動と交流のにぎわい空間



養徳学舎の概要

1 施設について

- (1) 名 称 養徳学舎
- (2) 所 在 地 東京都文京区小日向4丁目3番3号
TEL. 03 (3947) 0727
- (3) 所 有 者 奈良県（普通財産）
- (4) 敷地面積 557.22㎡
- (5) 学舎概要
建設年度：平成22年3月
建築面積：333.14㎡
延床面積：1,432.71㎡
構 造：RC造5階
部 屋 数：50室（すべて個室）
定 員：50名
- (6) 施設内容 寮室、食堂、自炊コーナー、トイレ、洗面、浴室、図書コーナー、洗濯室、下足室、舎監室、外部倉庫、駐輪場、バイクコーナー、ゴミ置き場

2 運営について

- (1) 運営主体 公益財団法人 奈良県奨学会
理事：6名（理事長含む）、監事：2名、評議員：7名
- (2) 職 員 舎監：1名
- (3) 入舎資格 ①父母等が奈良県に現住所を有するもの（入舎の1年以前より在住）
②学校教育法による大学に入学するもの
- (4) 入舎費用 ○入舎金：100,000円
○寮費等 ア 寮費 35,000円
イ その他費用
（個室電気料）各室メーター検針により実費負担

令和7年度養徳学舎入舎生募集要項（新入生用）

首都圏の大学に通う奈良県出身者のために設置された学生寮「養徳学舎」の令和7年度入舎生を募集します。

1. 入舎資格

- (1) 父母等が奈良県に現住所を有するもの
〔令和7年4月1日時点で1年以上奈良県に住所を有すること〕
- (2) 学校教育法の規定により設置された大学に入学するもの

36/80

2. 募集人数

男子のみ 新入生 1回目：12名程度 2回目：12名程度
※応募者が多数の場合は抽選

3. 募集期間

- 1回目：令和6年11月1日（金）～令和6年12月12日（木）※必着
- 2回目：令和7年1月6日（月）～令和7年2月6日（木）※必着

4. 応募方法

次の様式に必要事項を記載し、提出してください。

- (1) 入舎申込書(第1号様式)
- (2) 調書(第2号様式)

5. 提出先

〒112-0006 東京都文京区小日向4-3-3 公益財団法人奈良県奨学会 養徳学舎
※郵送及びメールで受付させていただいております。
郵送の際は、封筒に赤字で「入舎申込書在中」と記載してください。
メールの場合は、XXXXXXXXXXへメール送付してください。

6. 抽選

応募者が多数の場合、入舎内定者及び補欠順位の決定のため、下記により抽選を行います。
抽選はWebで視聴できます。

- (1) 日 時 1回目：令和6年12月16日（月） 10:00～（予定）
 2回目：令和7年2月12日（水） 10:00～（予定）
- (2) 場 所 Web開催（ZOOMにより開催予定）

※抽選がある場合は、募集締切日以降に、申込書に記載いただいたメールアドレスあてにZOOMのミーティングID等をお知らせします。抽選の有無については、各回とも募集締切日以降に養徳学舎（03-3947-0727）までお問い合わせください。

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 日本維新の会 工藤 将之

年 月 日	2024 年 11 月 14 日				
政務活動先	11 月 14 日 広島県立佐伯高校 女子硬式野球部				
政務活動の目的	部活動による県立高校の魅力づくりに関する調査				
相手方	広島県立佐伯高校				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	当校は全校生徒 103 人のうち、女子硬式野球部員が 38 名と多くを占めている。その生徒のほとんどが県外からの下宿生であり、当該市である廿日市市のバックアップもあって近隣に下宿することで地域と学校の結びつきが強固になっている。 また、上記の通り全校生徒に占める女子硬式野球部員の割合が非常に高い現状を見ると当部活が無ければ廃校になっていた可能性もあると考える。奈良県内でも似た地域はあるため、公立高校の魅力づくりの一つになると考えられた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	佐伯高校	JR 西日本（新幹線）	博多－広島	9,430	55
	佐伯高校	JR	広島・宮内串戸	330	42
	佐伯高校	広電バス	宮内串戸・佐伯高校前	400	42
	帰宅	広電バス	佐伯高校前・宮内串戸	400	42
	帰宅	JR	宮内串戸・広島	330	42
	帰宅	JR 西日本（新幹線）	広島・京都	11,740	56
	帰宅	近鉄	京都・桜井	1,140	42
	帰宅	近鉄	京都・桜井（特急料金）	920	57
	宿泊費	円	内訳：		
	会費	円	内訳：		
	合計 24,690 円 （すべて 政務活 動）		内訳：		
	添付資料：				
備考	添付資料：				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

広島県立佐伯高等学校

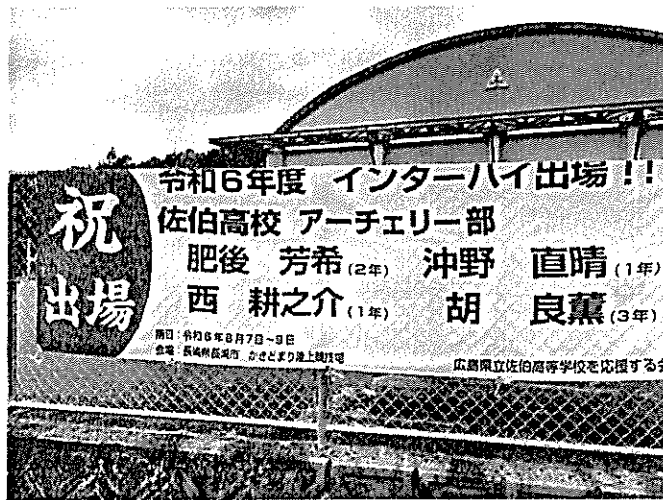
事務長 伊 藤 美 樹

〒738-0222 広島県廿日市市津田850
TEL 0829-72-1185 FAX 0829-72-0424
E-mail [REDACTED]
URL <http://www.saeki-h.hiroshima-c.ed.jp>

広島県立佐伯高等学校
Hiroshima Prefectural Saeki High School

校 長 宮 崎 喜 郎
Principal Miyazaki Yoshiro

〒738-0222 広島県廿日市市津田850
TEL 0829-72-1185 FAX 0829-72-0424
E-mail [REDACTED]
URL <https://www.saeki-h.hiroshima-c.ed.jp>



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和7年1月27日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.6」 15万4千部のうち47,000部（個人追加作成36,000部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 橿原市・高市郡新聞折込（29,100部） 街頭配布（500部）				
発行目的	9月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	9月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	115,632 円	@3.212×36,000 部	60
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	153,450 円	@3.3×46,500 部	61
	※100%充当 合計 269,082 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.6				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会が

令和5年度 決算を不認定に!

令和6年 9月定例会報告

山下知事が誕生し、大型公共事業(約72億円)の執行停止、見直しを行ったことを理由に、令和5年度の決算を自民党、公明党、立憲民主党等が不認定としました。大型事業の見直しは山下知事が選挙の公約に掲げた目玉政策。独断専行の前知事時代の奈良県政を改め、県民に軸足を置いた行政を求めたのは奈良県民です。その思いを否定し、奈良県を改革されては困ると言う今回の不認定は、県民への背信行為と言えます。

決算不認定 とは?

令和5年度の奈良県の1年間の事業を「議会が認めないこと」を意味します。不認定とした理由は、山下知事の予算執行停止とことです。採決では、自民党・無所属の会(22)、公明党(3)、新政なら(2)、共産党(1)の計28名が不認定を選択。

県民不在の奈良県議会

私たち会派「日本維新の会」は山下知事だからと言ってなんでも賛成してきたわけではありません。時には激しい論戦も行っています。それは、県民の安心安全が守られ、県民生活が少しでも向上すれば良いとの考えだからです。しかし他会派は、党利党略のために「反対のための反対」の繰り返し。県民の民意を否定している行動です。一体どこを向いて政治を行っているのでしょうか。「対話が足りない」とか「説明不足」を指摘する他会派の議員ですが、ぜひ県議会の録画をご覧ください。山下知事が全ての質問に真摯に答弁し、説明を尽くしている姿がよくわかります。これからも私たちは県民の皆様に軸足を置いた県議会に向け、改革を進めていきます。

県議会の録画は
こちらから

予算執行停止 とは?

昨年4月に「大型公共事業見直し」を掲げ当選した山下県政が誕生。山下知事は、これまで岸井県政で計画されてきた「大型公共事業」に予算を使わず、子育て・教育、道路整備などに予算の使い道を変えました。これは、就任前の公約に違っていたことです。つまり、県議会が民意を否定したのです。

● 山下知事が予算執行停止した事業例

リニア中央新幹線の関西国際空港接続線 ▲1,900億円
 大和北大寺駅のうち近鉄奈良線移設事業 ▲800億円
 清走路を建設する大規模広域防災拠点の整備 ▲650億円
※将来の総事業費で試算

予算執行停止で
 どうなったの!?!

約58億円の県債発行を抑制!
 生まれた財源の一部で、
 高校授業料無償化!
 長らく放置されてきた県立高校のトイレ改修!
 道路や公園整備の予算増! などを実現

メンバー紹介

各メンバーの
選出区ごとに色分けしています。

会派総務 松尾 勇臣 はつと ・総務管理委員会 ・環境・農林地域振興対策特別委員会 ・議会運営委員会	北河内郡 清水 勉 とむ ・総務管理委員会 ・総合防災対策特別委員会 ・議会運営委員会	生駒市 佐藤 光紀 みつなり ・経済労働委員会 ・観光振興対策・地域公共交通対策特別委員会	奈良市(山辺区) 中川 崇 たかし ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会
生駒郡 小林 誠 まこと ・建設委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会 ・議会運営委員会	桜井市 工藤 将之 まさゆき ・厚生委員会 ・環境・農林地域振興対策特別委員会	磯城郡 福西 広理 ひろみ ・文教くらし委員会 ・総合防災対策特別委員会 ・議会運営委員会	大和郡(山辺市) 関本 真樹 まきもと ・文教くらし委員会 ・観光振興対策・地域公共交通対策特別委員会
奈良市(山辺区) 松本 希一郎 のぞみ ・環境・農林地域振興対策特別委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	新大市 清田 典章 のりあき ・経済労働委員会 ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会	法隆寺市 山田 洋平 ひろし ・経済労働委員会 ・観光振興対策・地域公共交通対策特別委員会	奈良市(山辺区) 星川 大地 おしかわ ・文教くらし委員会 ・総合防災対策特別委員会

令和6年 9月定例会

代表質問

一部抜粋

清水 勉 議員

奈良県議会公式ホームページ
議員活動ページより

- ① 防災対策の推進について
- ② 医療体制の充実について
- ③ 教育の無償化と子育て支援の深化について
- ④ 奈良モデルの今後について
- ⑤ 経済・観光振興に資する道路整備について



① 防災対策の推進について

質問 災害応急対策検討部会での議論を踏まえ、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に対応するために停電時の非常用電源を備えた広域防災拠点の整備に早急に取り組むべきでは？

回答 検討部会において提示された中間とりまとめでは、北部、南部中核拠点が連携・補完して災害対応にあたることとしている。南部中核拠点では、ベースキャンプ、支援物資保管庫、ヘリパッド、駐機場等を整備する方針である。南部中核拠点の自立した運用、孤立集落の発生、長期的停電リスクに対応するため、非常用電源の確保は重要な課題であり、今後の検討部会で必要量や導入方法を検討していく予定。また、完成後の施設運用についても、訓練を実施しながら改善する工程が重要であると考えている。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員

奈良県議会公式ホームページ
議員活動ページより

- ① 大和野平中央における新たなまちづくりについて
- ② 奈良スーパーアプリの市町村との共同利用について
- ③ 県道の維持管理について
- ④ 県立高等学校における熱中症対策と体育館等への空調設置について

県立高等学校の熱中症対策と体育館等への空調設置について

質問 熱中症の危険と隣り合わせの状況で体育や部活動に取り組む高校生の現状について、どのように認識していますか？また、今後の熱中症対策と、体育館や武道場への空調設置に関する方針は？

回答 体育や部活動等での運動中、特に施設内での活動は熱中症リスクが高いと認識している。県では各種の予防対策に注力するとともに、県立高校の体育館への空調設備は、計画を前倒しして、体育科設置校などから設置に着手していく。武道場等への設置は、必要性を判断し検討を行う。

関本 真樹 議員

奈良県議会公式ホームページ
議員活動ページより

- ① コンテンツの整備による観光誘客の推進について
- ② 県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について
- ③ 奈良県教育振興大綱について
- ④ 小中学校における1人1台端末の活用について

県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について

質問 県立民俗博物館の展示スペースについて、今後の方向性やスケジュールは？また、県で保管している民俗資料の整理について、現況と今後の計画についてお聞かせください。

回答 大量の民俗資料の整理に向け、専門家の協力を得て、令和7年度中の収集・保存ルールの策定を目指すとともに、資料やデータ整理を実施し、収納スペースの確保に取り組む。令和9年度中の展示室の再開に向け、収蔵展示やデジタルアーカイブによる公開などの検討を進める。

星川 大地 議員

奈良県議会公式ホームページ
議員活動ページより

- ① 過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について
- ② ソーシャルメディアを活用した情報発信について
- ③ 高齢者の介護予防の取組について
- ④ 奈良公園周辺における観光施策について
- ⑤ 優秀な警察官の確保について

過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について

質問 公共交通が脆弱な過疎地域などにおいては、自家用車の代替手段となる地域公共交通を維持する必要があると考えますが、どのような取組を行っていますか？

回答 公共交通サービスの維持・充実に向け、市町村、交通事業者等と連携し、様々な取組を推進している。具体的には広域バス路線運行費の一部補助、住民に身近な移動手段確保に取り組む市町村の乗証運行等の取組への支援や市町村等が自家用車を活用して実施する「公共ライドシェア」のモデルケースの組成に取り組んでいる。

→ 福西議員の議会質問後、山下知事が「空調設備の設置を前倒しして完了することを目指す」と方針を示しました。

特別支援学校の体育館

令和9年度末の設置完了を計画を前倒しして、令和8年度末の設置完了を目指す。

特別支援学校の体育館

特別支援学校の設置完了後に着手予定の計画を前倒しして、令和6年度から着手し、早期の設置完了を目指す。

令和6年11月12日 知事定例会記者発表より



山下 典幸

委員会 報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。



総務警察委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 工藤 将之					
年 月 日	令和7年3月26日				
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.7」 15万4千部のうち45,350部（個人追加作成34,350部）				
対象者	奈良県内				
配布方法	桜井市内新聞折込（17,400部） 橿原市・高市郡新聞折込（27,450部） 街頭配布（500部）				
発行目的	12月議会報告を行う				
按分率の説明	按分率100%				
内容	12月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	広報誌作成	株式会社 プットア ップ・ス タイル	95,178 円	@2.77×34,350 部	72
	新聞折込	株式会社 プットア ップ・ス タイル	148,005 円	@3.3×44,850 部	73
	※100%充当 合計 243,183 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.7				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年 12月定例会報告

国際交流事業を どう考えるか。

奈良県と韓国(忠清南道)友好提携15周年交流推進事業に、K-POPアーティストを含むイベントに、約2.7億円を支出する事業案が大きな議論になりました。予算案は、自民党の8名、新政ならの1名、無所属の1名の議員と共に、日本維新の会も賛成し、可決されました。

令和7年度には日韓国交回復60周年を迎えますが、北朝鮮の拉致問題や中露との外交関係が厳しい状況下で、日韓関係は重要性を増しています。

私たち会派「日本維新の会」は、海外との文化交流を進め、
 地方政府間のつながりを強化すべきと考えております。

一方で、イベントの予算規模や場所、開催形態など、当初案には問題もあると考えたため、山下知事に対して、申入書を提出しました。

**建設的な提案をする
維新!**

【知事に申入を行なった内容】

- ▶ 県からの実質的な支出額を抑えること
- ▶ 奈良公園以外の会場も再検討すること
- ▶ 規模を再検討すること
- ▶ ボランティアにも協力を求めること
- ▶ 県内消費を促す仕組みを設けること
- ▶ 国際交流基金の効果的な活用方法を引き続き研究していくこと
- ▶ 以上のこと等の実施過程を県議会に丁寧に説明すること

知事は申入を受けて、より良い開催形態を模索することになりました。

日本維新の会は、
知事に対しても、是々非々のスタンスで臨みます。

また、批判だけではなく、
どうすればより良い形になるのか徹底的に議論を行い、
前向きな代替策を提案してまいります。

身近な道路が改善される!!!

『**ならの道リフレッシュプロジェクト**』の**拡大**

大型車の交通量に関わらず「自動車交通量の多い身近な道路」にも道路リフレッシュ策を強化！

大和車で通る1,000台の県管理道路

約122km

今回新たに拡大!

自動車交通量10,000台以上の県管理道路

約198km

合計 約 320km に!

山下県政が始動してから、県では当プロジェクトを通じて、舗装の耐久性向上、区画線の維持修繕などに努めてきました。私たち会派「日本世新の会」は、知事に対して、損傷の激しい道路修繕を加速するよう呼びかけてきましたが、大きく前進しました。

火之天一紹介



各メンバーの
滞出区ごとに色分けしています。

松尾 勇臣 齋藤



佐藤 光紀 さとう みつひ

● 本報為因應風氣
● 擴大發行量之起見
● 特將本報創刊以來

中川 崇

- 少子化対策・女性の活躍促進
- スポーツ振興・地域活性化

生野郎
小林 誠 ことばやし
まこと

1995年12月

松井市
工藤 将之 さん

● 讀者來信 ●
● 讀者來信 ●
● 讀者來信 ●

福西 広理 ふくに ひろみ

● 中国书画函授大学肇庆分校
肇庆分校建校于1983年。是经国家教育部批准、中国书画函授大学肇庆分校建校于1983年。是经国家教育部批准、中国书画函授大学肇庆分校建校于1983年。

大和郡山市
関本 真樹 世帯主
家内妻

● 觀光局副局長
● 桃園市立美術館館長

松木秀一郎 記

● 日本労働組合連合会
一 労働者の権利と責任の
二 労働者の権利と責任の

清田 典章 きよた のりあき

★女子化育館に文藝の
スポーツ部が活躍中

山田 洋平 主演

● 2004年12月10日

星川 大地 星が
大地

・女教くらし愛国会

● 2015 年 11 月 12 日

令和6年 12月定例会

代表質問

一部抜粋

松木 秀一郎 議員

奈良県議会公式ホームページ内議会中継より



- 県政運営に取り組む姿勢について
- 外部からのハラスメントへの対応について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興について
- がん検診の促進について
- 「ならの道りフレッシュプロジェクト」について
- 県立学校における施設・設備の老朽化対策について



● スポーツ振興について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興のためには、次世代アスリートの育成も重要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

次世代アスリート育成は重要だと考えており、県では、ジュニアアスリートの発掘・育成、強化支援を進める計画だ。令和6年度は未来のトップアスリート発掘育成事業を実施。加えてトップアスリートの人材育成機関が必要と考え、川西町での世界的スポーツチーム関連拠点の誘致を打ち出した。サッカークラブチーム「FCバルセロナ」の関係者が来県した際に、アジア初開設となるトップレベルの選手育成のためのアカデミーを日本で検討している旨を直接伺った。奈良県への設置にも前向きであったため、誘致に向けたトップセールスを行う予定だ。

一般質問

一部抜粋

工勝 将之 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 保育士確保のための県の施策について
- 私立高校無償化の制度拡充について
- 部活動による県立高校の魅力創出について
- 主要地方道桜井寄野線の事業進捗について

私立高校無償化の制度拡充について

奈良県の子ども達が、金銭的な問題で私立高校への進学をあきらめるようなことのないよう、私立高校無償化の世帯収入制限をなくす考えはないか、今後の見通しについて伺いたい。

令和6年度から高等学校授業料等の実質無償化を開始したことで、家庭の経済状況に関わらず、希望する県内私立高校に進学できた生徒が一定程度増加したと捉えている。世帯収入制限撤廃については、行財政改革の取組により財源の確保を進め、志望動向への影響や他府県の動向等を睨みつつ、県民の声を聞き検討してまいりたい。

清田 典章 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 行財政改革の推進について
- 文化財発掘調査の効率化について
- 県内の周産期医療体制確保について
- 林業振興施策について
- 部活動指導の地域連携・地域移行について

部活動指導の地域連携・地域移行について

部活動指導の地域移行の完了に向けて、次年度以降、地域連携や地域移行にどのように取り組んでいくのか。

県教育委員会では手引きを作成し、地域クラブ活動への移行が可能な活動から順次移行をお願いしている。一方、直ちに移行が困難な活動については、部活動指導員を活用し学校部活動を暫定的に継続する地域連携も可能とした。今後も、市町村と連携し、理解促進に向けた周知活動を行うとともに、地域移行に伴い発生する保護者負担の軽減についても検討を進める。

山田 洋平 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- 県立病院機構の経営改善について
- なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)について
- 奈良県文化会館の有効活用について
- シニア世代の更なる活躍について
- 県庁の働き方改革について
- 超高齢社会に向けた看護師確保について
- 辻町インターチェンジのフルランプ化について

なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)について

17億円の建設費、年間2億円の運営費がかかっているNAFICについて、フードクリエイティブ学科(料理学校)は、20名の定員にも関わらず定員割れが続いており、今後の在り方を検討すべきと思うが、設立10年を経た現在の知事の総括を伺いたい。

県が大阪の専門学校から講師を呼んで料理学校を運営しており、当初から市場原理を無視した計画だ。ご指摘の通り課題があるため、今後は短期カリキュラムの導入や卒業生の県内定職の向上への誘導策など対策を検討していきたい。

委員会 報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

衛生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 工藤 将之

① 政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県桜井市粟殿 1030 - 1 電話 090-9543-0910 . 延べ床面積 25.44 m ²
③ 他用途との兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 中井殖産株式会社） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤ 按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 25.44 m ² (a) うち政務活動使用面積 25.44 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 25.44 / 25.44 → 按分率 100 / 100
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100 / 100 (按分率の考え方：政務活動のみに使用)
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100 / 100 (按分率の考え方：政務活動のみに使用)
⑨ 備考	支払先は家賃収入の代行業者

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

物件名	桜井もちの木ビル	301 号室
借主名	工藤将之 殿	

建 物 賃 貸 借 契 約 書

物件表示	名 称	もちの木ビル 301号室			
	所 在 地	奈良県桜井市栗殿1030-1			
	構 造	鉄骨造り			
	目的物件	事務所・店舗ビル			
賃 貸 人 (甲)		中 井 殖 産 株 式 会 社			
賃 借 人 (乙)		工藤将之			
連 帯 保 証 人					
賃貸借契約期間		令和6年3月 1日 より 令和9年2月28日迄 (3年更新)			
賃貸借条件	保 証 金	¥120,000円也			
	賃 料	月 額	¥60,000円也		月 額 ¥ 円也
	管 理 費	月 額	¥3,000円也		月 額 ¥ 円也
	消 費 税 (10 %)	月 額	¥6,300円也		月 額 ¥ 円也
	合 計	月 額 ¥69,300円也 ※毎月27日迄に翌月分を下記の方法で支払う			
支払方法	・普通振込	近畿産業信用組合			
	・自動送金				
		フリガナ	ナカイシヨクサン (カ		
	・自動引落	口座名義	中井殖産株式会社 代表取締役 中井富男		
鍵	ナ ン バ ー		2 本		本
			本	合 計	本
	受 取 日	令和 6 年 3 月 1 日		署名 工藤将之	
メールBOX			回		回
備考					

表記の賃貸人(以下甲という)と表記の賃借人(以下乙という)とは表記の建物(以下本物件という)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

第1条(使用目的)

乙は次の目的及び用途、商号をもって本物件を使用するものとし使用目的・業態・用途の変更は原則として認めないものとする。

使用目的	議員事務所
用 途	事務所
商 号	

第2条(賃貸借期間)

- (1) 賃貸借の期間は表記の期間とする。双方異議がなければ本契約は更新されるものとし、以後も同様とする。
- (2) 乙が本契約の解約を申し入れる時は、3ヶ月以前にこの旨を甲に通知しなければならない。尚、この意思表示は原則として書面をもって行いこれを取り消すことができない。
- (3) 甲が解約を申し入れるときは、6ヶ月以前に乙に請求するものとする。

第3条(賃料・共益費・駐車料金)

- (1) 本物件に対する賃料、共益費、駐車料金、その他費用(以下賃料等という)は表記の金額とする。乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。尚、銀行振込・引き落としの場合、手数料は乙の負担とする。
- (2) 本契約締結日もしくは賃貸借の開始日が月の途中の場合、賃料は日割計算とする。但し、乙の都合により解約をする場合の計算は日割によらず終了月分全額を支払うものとする。
- (3) 賃料等は物価ならびに公租・公課・地代等の変動又は近隣に比較して不相当となった時、甲は契約期間中において3ヶ月前の通知により乙に対してそれを請求する事ができる。この場合、乙は適正な範囲内において増額に応じなければならない。
- (4) 乙は期日までに賃料等の全部又は一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年29.2%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第4条(諸料金)

本物件を使用することに伴って発生する電気・ガス・上下水道・衛生費・通信費・町内会費等一切は乙の負担とし3条1項の賃料等とは別に支払うものとする。

第5条(保証金)

- (1) 乙は保証金として表記の金額を差入れ、甲はこれを正に受領した。但し、保証金は無利息とし、本契約が終了して本物件の明け渡し完了後、甲は表記の解約引金を引き1ヶ月後、乙に返還する。

- (2) 乙は本契約が終了し、明け渡しの時でなければ、保証金をもって賃料等、その他本契約上の支払に充当することを甲に主張する事はできないものとする。
- (3) 乙は甲に差し入れた保証金の返還請求権を第三者に譲渡、又は債務の担保に供してはならない。
- (4) 本契約が終了し明け渡しの時、甲は原状回復費用、修繕費、未納賃料等、甲に対する本契約に基づく乙が負担すべき債務がある場合は、保証金から差し引いて乙に返還するものとする。

第6条(賃借人の注意・禁止事項)

- (1) 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって保全し、使用するものとする。
- (2) 乙は本物件内外のゴミ置き場、下水溝、排水溝等の共同施設に支障をきたさないことはもちろん清掃美化に努めなければならない。
- (3) 本物件において次に該当することは禁止する。
 - イ) 階段・廊下・通路等の共同部分に乙の物品を置くこと。
 - ロ) 共同部分を乙において専用的に使用すること。(物置等の設置を含む)
 - ハ) 壁、床、天井等にみだりに釘、押ピンを打ったり、テープ等を貼る行為。
- ニ) 乙は本物件内及び敷地内で動物・鳥獣・ペットを飼育又は預かること。
- ホ) 危険物、不潔、悪臭その他第三者に迷惑を与える物の持ち込み。
- ヘ) 住居として使用又は宿泊すること。

第7条(原状変更)

- (1) 乙は次に掲げる施設の設置・工事・施工、或いは内装の模様替え、重量物の搬入を行うにあたっては予め甲に対して設計図面を提出し書面による承諾を得たときでなければ、本物件の原状を変更する事ができないものとする。又、そのその工事費用等は乙の負担とする。
 - イ) 室内外の造作など壁・床・天井・戸・窓等に変更を加える工事。
 - ロ) 上下水道・排水・排気・電話・電力、ガス引込・電灯・冷暖等その他の施設工事。
 - ハ) 看板等、広告物の掲載・施設(置看板も含む)
 - ニ) その他前記に準ずるすべての物
- (2) 乙が前項の規定に反し、工事を無断で施工した場合、甲は、これを中止・撤去させることができる。
- (3) 乙の設置した造作・設備のうち、本物件に付加して一体となった物は甲の所有とする。

第8条(修理)

- (1) 甲は本物件の本体及び基本設備・機械装置等の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。但し、乙及び乙の関係者・使用人の故意、過失によって本物件及び共同施設を滅失・毀損したとき、乙はこれを修理して原状に復するか、又は甲の決定する損害賠償金を支払わなければならないものとする。又、他の賃借人もしくは第三者に損害を与えたときも同様とする。

- (2) 本契約期間中における本物件内の壁・天井・床等に関する、修繕及び模様替え・塗り替え、消耗品等の取替えは乙の負担とする。

第9条(転貸等の禁止)

乙は理由の如何を問わず本物件の全部又は一部(共同使用・その他これに準ずる行為を含む)を第三者に転貸、又は本契約に基づく賃貸権もしくは債務又は債権を譲渡するなど一切の行為をしてはならない。前記第三者が事実上、親子関係・同属関係または乙の個人会社等である場合も同様とする。

第10条(通知義務)

乙は次の各号に該当するときは直ちにその旨を書面によって届けなければならない。

- (1) 本物件を引き続き1ヶ月以上使用しないとき。
- (2) 乙又は連帯保証人の住所・氏名・身分・主たる事務所の所在地等の変更があったとき。
- (3) 乙又は連帯保証人の代表者、役員、定款、組織、営業内容等の変更があったとき、もしくは実質的に変更があったと認められるとき。
- (4) 本物件に自己の管理責任者をおくとき、またはその変更があったとき。
- (5) 合併その他により第三者に地位を承継させるとき。

第11条(契約の解除)

乙(同居人及び関係者を含む)が次の各号に該当する行為をしたとき、甲は乙に対して何等の通知、催促を要しないで直ちに本契約を解除することができ、乙は直ちに本物件を明け渡しするものとする。甲が本契約を解除した為、乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

- (1) 乙が賃料等、その他本契約上の債務の支払について1ヶ月以上怠ったとき。
- (2) 乙が本物件を第1条に定める目的・用途・商号以外に使用したとき。
- (3) 乙が破産・和議・会社更生・競売・差押え・強制執行もしくは保全処分の申し立てを受けたとき又は申し立てたとき。
- (4) 乙が申込書に虚偽の記載をし、身分等を偽ってこの契約が締結されたとき。
- (5) 乙が甲又は近隣者に迷惑・損害を与えたとき。
- (6) 乙が本物件において公序良俗に反する行為(警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき)
- (7) 乙が反社会的と認められる団体(暴力団・過激な政治及び宗教活動の団体)及びその構成員と判明したとき。又、団体の事務所として本物件を使用し、看板、代紋等の表示を室内外に提示したとき。又、建物室内及び廊下等の周辺において一見して団体関係者と認められるような服装態度で徘徊し、近接者及び付近住民に不安を抱かせるような行為を行ったとき。
- (8) 本契約又はこれと関連して締結された契約、もしくは覚書等の各条項に違反したとき。

第12条(立入)

甲又はその使用人等は業務上の必要がある時、乙の承諾を得て本物件内に立ち入り点検し必要があれば乙に対して適宜の措置を求め、又は自らその措置をとることができる。但し、火災、盗難等緊急の場合は甲は乙に予め承諾を得ることを要しない。

第12条(契約の消滅等)

- (1) 法律又は命令、或いは公共事業の為により建物が使用禁止又は、収去される場合又は、天災・火災等の為、建物が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。
- (2) 甲乙は、天災・火災・盗難等・その他、当事者の帰すべきでない事由によって被った双方の損害にたいしては、各相手方はその責めを負わぬものとする。但し、火災の場合、失火者に故意もしくは重過失のある時は、その損害を賠償しなければならない。

第14条(賃貸借物件の返還及び原状回復)

契約期間満了・解約・解除・その他・賃借権が消滅した場合、乙は次の定めに従って本物件を甲に遅滞なく明け渡しするものとする。

- (1) 本契約において明け渡しとは、次に掲げる各事項を乙の費用をもって完了したときをいう。
 - イ) 乙及び乙の関係者すべての者の退去。
 - ロ) 乙が契約中に搬入した全ての什器・備品等の搬出。
 - ハ) 甲の指定する乙の費用で新設・付加した造作・設備の撤去。
- ニ) 本物件内外の清掃及びゴミの撤去・処理。
- ホ) 乙は転出の際、甲に本契約書並びに鍵全部を返還し、電気・ガス・水道各料金は転出当日までに使用料の精算を済ませ、領収書を甲に提示すること。
- (2) 乙は本物件を原状に復して明け渡しをしなければならない。乙が本物件を明け渡した後、本物件内外に乙の残置物のある場合には、甲は乙がその所有権を放棄したものとして任意に撤去・処分し、これに係る費用を乙に請求することができる。
- (3) 明け渡しの際は甲及び甲の代理人が本物件の点検を乙と立会いの上、実施し、乙の故意、過失による破損した部分がある時は甲の指定業者がこれを修理するものとし、その見積もられた費用を乙は甲に支払わなければならない。
- (4) 本契約終了と同時に乙が本物件を明け渡さないときは、本契約終了の翌日から明け渡し終了に至るまで賃料・共益費・駐車料金の倍額に相当する違約金とそれに伴う損害金を乙は甲に支払うものとする。
- (5) 乙は本物件の明け渡しに際し、この事由、名目の如何を問わず、本物件内の造作・設備等について支出した必要経費・有益費の償還・買取請求等又、移転料・立退料等を甲に対して一切請求できないものとする。

第15条(見做し解約)

- (1) 乙が甲に対して第10条1項に定める届けをしないで1ヶ月以上本物件を使用しないとき、或いは甲に無断で1ヶ月以上不在又は行方不明等、何等の連絡方法もないなど賃借の意思が無いものと推定されるときは、甲は乙が解約を申し入れ本物件を明け渡したものと見做す。この場合、甲がその事実を知った日をもって本契約の解約とする。
- (2) 前項の場合、甲は警察官又は第三者2名の立会いを以って、乙の什器・備品等を任意の場所に移転・保管するも乙は異議無いものとする。尚、1ヶ月以上経過しても受取人の無い場合は所有権を放棄したものと見做し任意に廃棄処分されるも異議無いものとする。この場合は、明け渡しに要した費用(裁判費用・弁護士費用・運送料・荷物運搬日当・荷物保管料・廃棄処分料等)は全て乙の負担とする。

第16条(連帯保証人)

- (1) 乙の連帯保証人 〃は、本契約の各条項を承認の上、この契約から生ずる一切の乙の債務につき、乙と連帯して履行の責に任ずるものとする。
- (2) 連帯保証人の死亡等により欠員となったとき、もしくは甲が連帯保証人として不適格と乙に告知した場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する他の連帯保証人をたて、所定の手続きを行うものとする。

第17条(駐車場の使用許可)

- (1) 乙は甲との間で別に駐車契約を結ばない限り、本物件の敷地内に車両を駐車させてはならない。尚、本契約が解禁になったときは駐車場契約も解除されるものとする。
- (2) 駐車場の管理責任を甲は負わないものとし、駐車中の車両の盗難及び物損事故又は無断駐車は乙において対処するものとする。

第18条(店舗総合保険)

乙は本契約と同時に甲指定の店舗総合保険に加入し、本契約終了まで加入を継続しなければならない。

第19条(本契約に関する紛争)

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じた時は、甲の住居地の裁判所を管轄裁判所とすることに甲及び乙は予め合意する。

第20条(規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ誠意を以って協議・善処しなければならない。

特約事項

1. 乙は前契約者の施工した内装設備を引き継いで本物件を現状有姿のまま使用するものとするが、乙は本契約を解約する場合、前契約者の施工した内装設備部分と乙自身が施工した内装設備を乙の費用負担をもって解体撤去し本物件を原状に回復して甲に明け渡すものとする。

上記契約の証として各自、署名・捺印の上、本契約書2通を作成し貸貸人・賃借人各自、1通を保有するものとする。

令和 6 年 2 月 日

貸貸人 (甲)	住所	大阪市中心区農人橋2-4-12	
	フリガナ	ナカイ ショクサン カブシキガイシャ	
	氏名	中井殖産株式会社 代表取締役 中井富男 	
	連絡先	(06) 4790-9981	
賃借人 (乙)	住所	奈良県桜井市栗殿612-8	
	フリガナ	ウドウ マサユキ	
	氏名	工藤 将之 	
	自宅 電話		
	勤務先名	奈良県議会	電話 0742-27-7454
連帯保証人	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
	自宅 電話		
	勤務先名		電話
仲介人			
取引主任者			
担当者			

政務活動費備品台帳(令和6年度)

議員名: 工藤 将之

番号	名 称	規格・機種	数量	取 得			処 分 の 状 況			保管場所	備考 (購入先)
				単 価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年 月 日	価 格	処分の内容	年 月 日		
1	プリンタ	A4インク ジェット複合 機	1	34,180	34,180	令和6年10月31日				事務所	Amazon
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。

2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。

3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)

4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。